ボッチャセット貸出要領

令和2年11月28日 改正 令和3年4月1日

障がい者支援課長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、ボッチャセットの庁外への貸出における取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(貸出の対象)

第2条 ボッチャセットの貸出の対象は、加古川市内に活動拠点を有し、営利を目的としない事業を運営又は主催するもの(行政機関、NPO法人、公益法人等)とする。

(貸出の申請)

- 第3条 ボッチャセットの貸出を希望する者は、ボッチャセット貸出申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 貸出申請は、使用日の属する月の6か月前から使用日の7日前まで受付する。

(貸出の期間)

- 第4条 ボッチャセットの貸出期間は、14日以内とする。
- 2 貸出期間の算定においては閉庁日を含む。

(貸出の決定)

第5条 市長は、第3条による貸出申請書が提出された場合、これを審査し、貸出の可否を決定し、ボッチャセット貸出決定(不決定)通知書(様式第2号)により当該貸出申請者に通知する。

(貸出決定者の責務)

- 第6条 貸出決定者はボッチャセットを返却するまでの間において、善良なる管理者の注意を持って管理するほか、ボッチャセットの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) ボッチャセットを適切に使用すること
 - (2) ボッチャセットを処分したり、目的外に使用しないこと
 - (3) ボッチャセットを転貸し、又は譲渡しないこと
 - (4) ボッチャセットを破損した場合、盗難等の事情が発生した場合は、ボッチャセットに関する報告 書(様式第3号)により、すみやかに市長に報告しなければならない。

(費用負担)

第7条 前条第4号による報告を受けた場合、部品の交換等、必要となる費用は市の負担とする。ただし、貸出決定者が故意又は重大な過失によりボッチャセットを亡失し、又は破損させた場合は、市は貸出決定者に買換え又は修理に要する費用を請求できるものとする。なお、費用負担については、市と貸出決定者の協議により決定するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和2年11月28日から施行する。 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。